

第二十五号の二様式(第十四条関係)

課 税 明 細 書

所 有 者 名						
資 産	土地又は家屋の所在					地 番 又 は 家 屋 番 号
地 目 又 は 種 類	構 造	地 積 又 は 床 面 積	前 年 度 分 の 課 税 標 準 額	当 該 年 度 価 格	当 該 年 度 課 税 標 準 額	軽 減 税 額
			円	円	円	円

第25号の2様式記載要領

- 1 「資産」の欄には、土地又は家屋の別を記載すること。
- 2 「地目又は種類」の欄には、土地にあつては土地課税台帳又は土地補充課税台帳に記載されている地目を、家屋にあつては家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に記載されている家屋の種類を記載すること。
- 3 「前年度分の課税標準額」の欄には、法附則第18条、第19条第1項又は第19条の4の規定の適用を受ける土地について、附則第8条の2第1項の規定により前年度分の固定資産税の課税標準額を記載すること。
- 4 「当該年度価格」の欄には、法第364条第3項に規定する当該年度の固定資産税に係る価格を記載すること。
- 5 「当該年度課税標準額」の欄には、法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、これらの規定の適用を受けない土地又は家屋にあつては価格を、それぞれ記載すること。また、法附則第18条、第19条第1項、第19条の3又は第19条の4の規定の適用を受ける土地については、附則第8条の2第2項の規定により固定資産税の課税標準となるべき額を記載すること。
- 6 「軽減税額」の欄には、法附則第15条の6から第15条の10まで、第21条及び第21条の2の規定により減額される額を記載すること。
- 7 この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができること。